

第 1 号

平成29年度長野県一般会計補正予算（第4号）案

平成29年度長野県一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ16億589万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,709億4,864万5千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 債務負担行為の追加は、「第3表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第4条 地方債の変更は、「第4表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

款		歳 入		補正前の額	補 正 額	計
				千円	千円	千円
9	国 庫 支 出 金			105,337,319	578,966	105,916,285
		1	国 庫 負 担 金	59,884,480	578,966	60,463,446
13	繰 越 金			656,107	531,138	1,187,245
		1	繰 越 金	656,107	531,138	1,187,245
14	諸 収 入			69,636,977	74,786	69,711,763
		7	雑 入	4,086,098	74,786	4,160,884
15	県 債			107,505,000	421,000	107,926,000
		1	県 債	107,505,000	421,000	107,926,000
	歳 入 合 計			869,342,755	1,605,890	870,948,645

		歳 出		補正前の額	補 正 額	計
款		項		千円	千円	千円
2	総 務 費			35,733,242	528,143	36,261,385
		3	徴 税 費	4,908,176	484,000	5,392,176
		6	防 災 費	949,796	44,143	993,939
11	教 育 費			208,893,467	74,786	208,968,253
		8	保 健 体 育 費	8,279,031	74,786	8,353,817
12	災 害 復 旧 費			5,181,734	1,002,961	6,184,695
		2	公共土木施設災害復旧費	4,363,045	925,087	5,288,132
		3	県単土木施設災害復旧費	88,786	77,874	166,660
	歳 出 合 計			869,342,755	1,605,890	870,948,645

第2表 繰越明許費補正

款	項	事業名	補正前の額	補正額	計
7	農林水産業費 3 農地費	県営畑地帯総合土地改良事業費	- ^{千円}	65,800 ^{千円}	65,800 ^{千円}
7	農林水産業費 3 農地費	県営農道整備事業費	-	59,730	59,730
7	農林水産業費 3 農地費	県営中山間総合整備事業費	-	484,960	484,960
7	農林水産業費 3 農地費	地すべり対策事業費	-	91,120	91,120
7	農林水産業費 3 農地費	県営農村地域防災減災事業費	-	364,410	364,410
9	土木費 4 砂防費	災害関連緊急砂防費	-	639,800	639,800
繰越明許費合計			235,786	1,705,820	1,941,606

第3表 債務負担行為補正

追加事項	期間	限度額
消防防災航空センター事業	平成30年度	259,848 ^{千円}
文化施設管理運営事業	平成30年度	26,200

信濃美術館整備事業	平成30年度	847,759
廃棄物監視指導事業	平成30年度	9,083
勤労者福祉施設運営事業	平成30年度～平成32年度	285
舗装補修事業	平成30年度	200,000
橋梁補修事業	平成30年度	200,000
道路橋梁維持修繕事業	平成30年度	1,010,000
道路改築事業	平成30年度	1,430,000
平成29年公共土木施設災害復旧事業	平成30年度	114,017
公園管理事業	平成30年度～平成34年度	208,610
交通安全施設整備事業	平成30年度	150,000
県立武道館建設事業	平成30年度～平成31年度	5,711,158

第4表 地方債補正

起債の目的	補正前の額 千円	補正額 千円	補正後の額 千円	起債の方法	利率	償還の方法
現年災害復旧費	1,630,000	421,000	2,051,000	1 資金 政府資金、銀行その他 2 方法 普通貸借又は債券発行 (他の地方公共団体との 共同発行を含む。) 3 その他 発行価格が額面金額を 下回るときは、それぞれの 発行価格差減額を埋め るために必要な金額をそ れぞれの限度額に加算し た金額を限度額とする。	5.0% 以内	1 政府資金については、 その融通条件による。 2 銀行その他の資金につ いては、その債権者との 協定による。
合 計	107,505,000	421,000	107,926,000			